

11.  
LIBRARY A.B.C.F.M.

CHRIST'S GREAT PROMISE

基督

BY

REV. J. D. DAVIS. D. D.

同志社教授博士デヴィス著

基督之大なる約束

明治廿五年二月

米國宣教師事務局

831

Japanese



基督之大なる約束

總論

近來きんらいよ至いたる迄まで、基督きりすと教會きやうかいに於おてすら、聖靈せいれいよ就つて考かんふることも甚はなはだ淺あやく、其その有あり心しん者しや(Person)あることも其その動はた作らるることも、殆ほとんど忘ぼ却きやくしたるのあり有さま様さまなりき、又また之これよ人じん代だい名めい詞しを用もち居をたり、本ほん年ねん七しち月げつ英えい都とのふ不ふ人じん稱しょう代だい名めい詞し(Impersonal pronoun)を用もち居をたり、本ほん年ねん七しち月げつ英えい都とロンドンロンドンよ開ひらかれたる組ぐみ合あい教きやう會かい派はの總そう集しふよ於おて、ススコツットラランドンドのサイイイモモン氏しは英えい國こく神しん學がく社しゃ會かいの有り有さま様さまを演のべて、現げんに聖せい靈れいの有り有さま心しん者しやあることを拒こほみ、或あるひハ輕けいじ居をると云いへり、これ英えい國こく神しん學がく社しゃ會かいにも、聖せい靈れいが一いつ信しん者しや、又また廣ひろく教きやう會かいよ、寄や在ざり給たまふ事じ實じつを看く過くわする誤あやまりあるを証しやうする者もの也なり、顧おもふよ凡たて信しん者しやたるも



の、生命となり、光となり、力とあり、導き又慰とあるもの即  
聖靈を思想の上、目的の中、祈禱も、生活も、考へざるの結  
果、聖書研究の際も、神學講修の時も、往々無神論を傾  
き、教會も信仰を冷やすに至るものなり、  
今日教會も要する必須物の、かの五旬節の時の如く、目を  
醒まして聖靈の恩化を蒙るに在り、蓋し五旬節の「リバイバ  
ル」は、キリストの大なる約束の成就する端緒たるに過ぎざ  
れば、其の後と雖も、信じて求むる者に、同様の恩化あるこ  
と必然なればなり、  
是迄聖靈の降臨に關して、種々の説を爲す者ありき、例へ  
ば獨逸に於て「(Inner-light-men)の輩」及「(Pietists)の輩」あり、英國に於て  
「(Plymouth Bretheren)あり米國に於て「(Higher Christian life)及び聖(Holiness)

と稱ふる徒あり、此等の説く所によれば、各信者は必ず、調度  
同じ方法を以て一時は全く聖靈の降臨を受く、然らざれば  
少も之を受け得ずとせり、余の今こゝに、其是非を評せずと  
雖も、神の言葉なる聖書に於て、神の聖靈の降臨に付て如  
何なる約束を爲し給ひしか、又我儕の如何にして之を合ふ  
果を得べきやを知らんと欲するなり、故に先づ三位一体の  
神の動作に就て觀察し、漸次是に及ばんとす  
第一條 父なる神の、深く世の人々を愛し給ひて、聖子を  
も聖靈をも此世に下だし給へり(約三〇十六)(十四〇十六及  
廿六)を見よ、  
第二條 神の凡て外部に屬する動作をキリストに依り  
て成し給ひたり、



一目、創造(約一〇三及十)(弗三〇九)(西一〇十六)(來一〇二)  
 二目、保持(哥前八〇六)(西一〇十七)(來一〇三)  
 三目、外部ぐわいぶに、神を表彰あらはせし事(約一〇十八)(十四〇九)(哥後四〇  
 四)(西一〇十五)(來一〇三)  
 四目、贖罪(約三〇十六)(可四〇四十五)(提前二〇六)(多二〇十  
 四)(彼前一〇十八、十九)  
 五目、審判(約五〇廿二及廿七)(使十〇四十二)(十七〇卅一)(羅  
 二〇十六)(十四〇十)  
 六目、中保(羅八〇三十四)(來七〇廿五)(九〇廿四)(提前二〇五)  
 (約壹二〇一)  
 第三條 神の凡て内部うちに屬する動作を聖靈せいれいに依て成し  
 給へり、

一目、人々を誘導みちびく事(創六〇三)(基二〇五)  
 二目、再生さいせいせしむる事(約三〇五)(哥前六〇十一)(哥后三〇十  
 八)(撒后二〇十三)  
 三目、聖潔せいけつる事(羅十五〇十六)(哥前六〇十一)(哥后三〇十八)  
 (撒后二〇三)(彼前一〇二)  
 四目、内部うちに眞理しんりを彰あらはす事(結十一章)(米三〇八)(路二〇廿  
 五至廿七)(約十四〇廿六)  
 五目、インスピレーション(母下廿三〇二)(耳二〇廿八)(彼后  
 一〇廿一)(提后三〇十六)  
 又聖書を査しらぶるに、聖靈せいれいが人間のたれに動作はたらき給ふ、三段さんだんの方はた法はふ  
 があるが如し、  
 (一) 一般いっぱんの人間にんげんを導みちびき給ふ事(創六〇三)(尼九〇二十)(賽六十  
 五)



三〇十及十一(使七〇五十一)新舊約書に於て聖靈よ就て用  
 ゐたる文字の、希伯來語の方よても、希臘語の方よても風と  
 云文字なり、即聖靈の動作の空氣及風の地上に擴充せる如  
 く一般よ及ぶなり、  
 (二)再生せしめ給ふ事(詩五十一〇十一、十二)(結三十六〇廿六  
 廿七)(約三〇五)(哥后六〇十一)(多三〇五)例へば水何處よ  
 も存すと云譯よあらずして用意ある所よ湧き出づる者な  
 るが、人の再生するも亦斯の如し、即心よ聖靈の導を受けて  
 其戸を開く時に、聖靈其中よ寄在て其人を再生せしめ給ふ  
 (黙三〇二十)  
 又水の洗禮の實よ聖靈の「バプテスマ」を表彰するものなり  
 (約三〇五)

(三)再生せし者の心を純潔、活動、充實ところの活潑ある聖靈  
 の動作の猶火の如し(太三〇十一)(約一〇三十三)(使一〇五)  
 (二〇三)  
 此等三様の恩化を查ふるよ第一は一般の人間よ及ぶと雖  
 も多くの者の尚之よ逆ふ。第二の我儕唯一度のみ出遇ふこ  
 とあり、即聖靈と共に働かんことを肯ふ者のみよ及ぶなり。  
 第三の幾分か一般よ及ぶものなり、即眞の信者の常よか、  
 る恩化を受くべく、又其度より云ふも、全く潔められ、全く活  
 かされ、全く充さる、所まで被むることを得べし。故よ第一  
 と第二の恩化の舊約時代よ於ても、又新約の時代よ於ても  
 共に世人の受け得べき者なり、唯第三の完全なる恩化よ至  
 て、唯新約時代に於てのみ享受するを得、而して此第三の  
 七



恩化を受くる資質に就て、①神の方より云へバキリスト  
が贖罪の効を完ふし、且昇天したまひし由(約七〇三十  
七至三十九)(十四〇十二)(十六〇七)(使二〇卅二、卅三)②人間  
の方より云へバ、第一ヨキリスト又父なる神を愛すること  
(約十四〇十五)(十四〇廿一及廿三)(十五〇九)第二ヨ相互  
愛すること(約十三〇卅四、卅五)(十五〇十二及十七)第三に神  
の命令の成就を期すること(約十四〇十五、廿一、廿三)(十五〇  
十)第四にこれを神ヨ求むること(路十一〇十三)ヨ由る也、

以下神の大なる約束、即我儕の中ヨ聖靈を降し給ふことヨ  
就て之を查べん、

第一項 此約束の預言

其最も明白にして、又直接なる預言(耳二〇廿八至卅二)也  
其辭に曰く、

其後、我れ吾靈を一切の人ヨ注がん、汝等の男子、女子の預  
言せん、汝等の老たる人は夢を見、汝等の少き人の異象を  
見ん。其日我れ又吾靈を僕婢に注がん。又天と地ヨ徴証を  
顯はさん、即血あり火あり煙の柱あるべし。エホバの大な  
る畏るべき日の來らん前ヨ、日の暗く月の血ヨ變らん。凡  
てエホバの名を頌者ハ救へるべし、そのエホバの宣ひし  
如くシオンの山とエルサレムと救へれし者あるべけ  
ればかり、其遺れる者の中ヨエホバの召し給へる者あら  
ん

又之ヨ相似るところの預言(賽卅二〇十五)(四十四〇三至



五(耶卅一〇卅一至卅四)(結卅六〇廿五至三十八)(卅九〇廿九)(亞十二〇十)なり、

第二項 暗示(Forshadowing)

(約七〇三十七至三十九)曰く

節筵の末の大日にイエス立て呼り曰ける人若し渴かば我に來て飲め。我を信する者の聖書に録し、如く其腹より活ける水、川の如く流出づべし。此く言へるの彼を信する者の受けんとする靈を指せるなり、蓋イエス未だ榮を受けざるに因て靈未だ降らざればなり、

其他(約六〇四十七至六十八)を見るべし、

第三項 大なる約束

(約十四〇十五、十六)

若し爾曹我を愛するあらば我誠を守れ。我れ父に求めん父必ず別に慰むる者を爾曹に賜ふて、窮なく爾曹と偕に在らしむべし。

(約十四〇廿六)

我が名に託て父の遣はさんとす。訓慰師即聖靈の衆理を爾曹に教へ、亦我が凡て爾曹に言ひしことを爾曹に憶起さしむべし。

(約十五〇廿六)

我れ訓慰師を父より遣らん、即父より出る眞理の靈也、其來たる時我がために証を爲すべし、

(約十六〇七、十三、十六)

我れ眞を爾曹に告げん、我が往くの爾曹の益なり、若し行



かすは訓慰師爾曹よ來らじ、若し行かば彼を爾曹よ遣ら  
ん。

彼即眞理の靈の來らん時、爾曹を導きて凡の眞理を知ら  
しむべし、蓋かれ己よ由て語るよあらず、其聞きし所の事  
を爾曹よ言ひ、又來らんとすることを爾曹に示すべけれ  
ばなり、

暫せば爾曹我を見じ、復暫くして我を見るべし、是れ我れ  
父へ往くあり、

(太三〇十一)

我の爾曹を悔改させんとて水を以て爾曹よ「バプテスマ」  
を授く、我より後よ來者は我に勝て能力あり、我の其履を  
提よも足らず、彼の聖靈と火を以て爾曹に「バプテスマ」を

授けん、

(路廿四〇四十九)

我れ吾父の誓のものを爾曹よ遣らん、爾曹上より權を授  
けらる、迄のエルサレムよ留まれ、

(使一〇四、五)

又彼等と偕よ集り居て命じける、爾曹エルサレムを離  
れずして我よ聞ける所の父の約束し給ひし事を待つべ  
し。蓋ヨハチの水を以て「バプテスマ」を施したれど爾曹の  
久しからずして聖靈よより「バプテスマ」を受くべければ  
なり、

第四項 兩觀 (Two Phases)

聖書を查ぶるよ時としては聖靈又訓慰師の信者の心に寄



どり給ふと云ひ。時として信者とキリストと合体すと云ふの、もと同一事として、キリストが聖靈に依りて信者の心よ寄どり給ふ事を指せるものなり。又聖書の僻向より云へば神の靈と云ひ、キリストの靈と云ひ、或の聖靈と云ふの皆同一物として、相混じて用ゐらる、なり(羅八〇九至十五)を見(加四〇六)と、羅八〇十五)を比べ(加四〇十四)(腓一〇十九)(彼前一〇十一)(約十四〇十五至廿三)を参照すべし、右終りの引照より、キリストも父なる神も共に聖靈に依りて信者の心よ寄どり給ふと見ゆ、其他(哥前三〇十六)(六〇十五至十九)(約壹一〇三)(黙三〇二十)を見よ。

第五項 信者が聖靈に由りてキリストと一致することの表徴

第一條、吾人のキリストに撰まれたる者也(弗一〇三至五)(提后一〇九)

第二條、吾人はキリストに作られたる者也(弗二〇十)

第三條、吾人の聖靈に由りてキリストに印せられたる者なり(弗一〇十三、十四)(四〇三十)(哥后一〇廿一、二十二)及(五〇五)

第四條、吾人の聖靈に由り、キリストより膏沃がれたる者なり(約壹二〇廿及廿七)

第五條、吾人のキリストに受けられて世嗣と成るを得たり(約一〇十二)(羅八〇九至十七)(弗一〇五至七)(加三〇廿八)(四〇四至七)(約壹三〇一二)

第六條、キリストの新郎、我等の新婦(賽五十四〇五)(耶三〇二



基督之大なる約束

十(阿二〇十九、廿)(太九〇十五)(可二〇十九)(路五〇卅四)(約三〇廿九)(羅七〇一至四)(哥后十一〇二)(弗五〇廿一至三十二)(黙十九〇七至九)(廿一〇九)

第七條、キリストの首、我等の其体或の我等のキリストの聖体の分枝なり(羅十二〇五)(哥前六〇十五及十九)(十〇十六、十七)(十二〇十二及廿七)(弗一〇廿二、廿三)(四〇十二及十五)(五〇廿九、三十)(西一〇十八)

第八條、キリストの基礎、我等の家(詩百十八〇廿二)(賽廿八〇十六)(太廿一〇四十二)(弗二〇二十至廿二)(彼前二〇四至六)

第九條、キリストの葡萄樹、我等の其枝(約十五〇一至八)(西二〇六、七)

第十條、キリストの牧羊者、我等の其羊(約十〇一至十八)(詩二

基督之大なる約束

十三篇)(結三十四章)(來十三〇二十)(彼前二〇廿五)(五〇四)(黙七〇十七)

第十一條、我等のキリストと共に十字架を釘られキリストと共に甦され、又キリストと共に天へ上げられたる者也(羅六〇四至八)(八〇十一)(加二〇廿)(弗二〇五)(西二〇九至十四)(三〇一至四)(提后二〇十一)

第十二條、我等の中へ常に送り給ふ聖霊を依て、キリストと一致し、我等のキリストを在り、キリストの我等を在る、是依信者のキリストを由て一なり(約十四〇廿至廿三)(十七〇廿一至廿三)(十〇十六)(加三〇廿八)

聖書中聖霊を依て、キリストと合体したる結果に付、數多の例を擧げたり、蓋しキリストの自ら謙て人間と成り、我等



人類の罪を引受けて、出來得る丈に苦み、出來得る丈に我等罪人を己の神たる有様と引き揚げ給ふ、是故に我等の神の子たる者、神の世嗣たる者即ちキリストと共に神の賜を襲ぐべき者となれり(羅八〇十七)例へば一つのキリストの榮よ與かり(羅八〇十七)(加四〇四至七)(弗一〇五)(二〇六)(腓三〇廿一)(西三〇四)(約十七〇廿二)二つ、キリストの喜よ入り(太廿五〇廿一、至廿三)(約十五〇十一)(十七〇十三)三つ、キリストの愛を蒙り(約十七〇二十)(羅五〇五)(弗三〇十七)至十九)四つ、キリストの永生を受け(約十〇廿八至卅)(十七〇二)五つ、キリストの第宅に入る(約十二〇廿六)(十四〇三、四)(十七〇廿四)(撒前四〇十六)是故に、六つ、聖靈よよりて我等の衷よ寄り給ふキリストの我等の生命也(羅六〇三至八)(加

二〇廿)(弗一〇三)(二〇六)(約四〇十四)(六〇五十一至五十七)(十一〇二十五)(十四〇六及十九)(西三〇一至四)七つ同様よキリストの我等の力なり(約十五〇五)(哥后十二〇九)(弗三〇十六)(腓四〇十三)八つ、キリストの聖靈よよりて我等の衷に寄り我等の衷よ働きて我等を彼の像よ化す(羅八〇二十九)(哥后三〇十七、十八)(西三〇十)(來十三〇廿及廿一)(彼后一〇四)(約壹三〇二)

聖靈の或の智慧の靈と云ひ(弗一〇十七)或の愛の靈と云ひ(羅五〇五)聖潔の靈(彼前一〇二)信仰の靈(哥后四〇十三)榮の靈(彼前四〇十四)歡樂の靈(羅十四〇十七)望の靈(羅十五〇十三)等種々の稱あり、

第六項 約束の成就の端緒



(使一〇四、五、八)(二〇一至卅一、卅二、卅三、卅九、及四十一至四十七)を見よ、

かの五旬節の唯聖約成就の端緒なりしこと甚明白也、これ  
ヨエルの預言は、もと聖靈が一般人間へ降るべきを云へる  
と、使徒達が五旬節の後、屢々聖靈に充たされしことあるよ  
て知らるゝ、あり、例へば(使四〇三十一至卅三)の如し(使二〇  
三十九)よ、ペテロの言を載せて曰く、此約束の爾曹及爾曹  
の子孫又凡ての遠き人即主たる我儕の神は召さるゝ、人々  
に属くなり」と

第七項 此約束の連續して成就せんとす

第一條、使徒行傳或の使徒達の書簡を見るよ古の信者の始  
終聖靈の降臨恩化を重じて熱心よ之を求めたり、蓋し彼等

の聖靈を以て彼等の生命、力、働の原因ありと感せしなり、例  
へば

(使四〇三十一至卅三)彼等祈禱を畢へし時、其集れる處震ひ  
動き皆聖靈に満されて臆せる所なく、神の道を宣ふ、信者  
の皆心を一よし、意を一よしして誰一人其所有を己が物と  
云ことなく、凡て之を共有り、使徒達大なる能を以て主

イエスの魁へりし事を証し、彼等皆大なる恩を蒙れり  
(使五〇三十二)我儕の此等の証を爲す者なり、神己れは従ふ  
者に賜ふ所の聖靈も亦証す

(使六〇五)信仰と聖靈の満たるステパノ及ピリポ：：アン  
テオケのニコラを撰び、此人々を使徒等の前よ立たしむ、

(使八〇二十九、三十九)



靈みたまピリボいひ曰いひけるの往ゆきてこのくるま此車ここのくるまに就つけ  
彼等かれら水みづより上あれるとき時主ときしゆの靈みたまピリボいひを引ひ去さる寺人じんまた彼  
を見みることを得ほざりき

(使九〇三十一)是こは於おてユダヤガリラヤ及あハマリヤ中ちゆうの教けう  
會くわいの平へい安あんよ、且かつ成なり立たち、主しゆを畏おそれ、事ことを行おこひ、聖せい靈れいの勸ためよ因よりて  
其教そのせしへ彌いや増ませり、

(使十〇十九)ペテロ猶なほ其その異ま象ろしの事ことを思おも居ひりしよ、靈みたま彼かれよ曰いひけ  
るの視みよ三さん人にんの者もの爾あんぢを尋たづぬ

(使十一〇十二及廿四)

また靈みたま我われよ疑うたへずして彼等かれらと偕ともに往ゆくべしと曰いへり且かつ此  
六人にんの兄きやう弟だいも我われと伴ともひ往ゆて其人そのひとの家いへよ入いりぬ、蓋おほかれ  
の善ぜん人にんよて聖せい靈れいと信しん仰かうの満みる者ものちれば也なり、是こは於おて數あま

多たのひと主しゆよ加くはへりぬ

(使十三〇五十二)斯かくて弟で子し等たちのおほい喜よろ樂こみを懷いだき且かつ聖せい靈れい  
よ盈みたされたり、

(使十五〇八及廿八)

且かつ人ひとの心こころを知しり給たまふ神かみの、我われ儕らよ聖せい靈れいを與あたへし如ごとく、彼  
等らよも與あたへて其証そのあかしを爲なし云々  
その聖せい靈れいと我儕われらと左ひだりの肝かん要ひつなるもの、外ほかの何なにをも爾曹あんぢら  
よ任たづせじと定さだめたり云々

(使二十〇廿八)故ゆゑに爾曹あんぢら自みづから慎つしみ、且かつ爾曹あんぢらが聖せい靈れいよ立たて  
られて監かん督とくとなれる其全そのぜん群ぐんを慎つしみ、主しゆの己おのが血ちを以もつて買かひ  
給たまひし所ところの教けう會くわいを牧かふべし。

(使廿一〇四)斯かくて我儕われら弟で子し達たちを訪とひ、其處そのところよ七なな日ひ留とどまれり



彼等靈は感じてパウロはエルサレムは往く勿れと言ふ、  
 (羅五〇五) 希望の差を來らせざるを知る、この我儕は賜ふ所  
 の聖靈は由て神の愛我儕の心よそ、げばなり、  
 (羅八〇九至十七) 若し神の靈爾曹は住まば爾曹の肉は在で  
 靈は在ん、凡そキリストの靈なき者のキリストは屬かざ  
 る者也。若しキリスト爾曹は在らば体の罪は縁て死、靈魂  
 の義に縁て生さん。若しイエスを死より甦らし、者は其爾曹は  
 爾曹は住まばキリストを死より甦らし、者は其爾曹は  
 住む所の靈を以て爾曹が死ぬべき身体をも生かすべし  
 是故は兄弟よ我儕肉のためは負ふ所あつて、肉に従ひ役  
 る者非ず。若し肉は従ひ役へなば死ぬべし、若し聖靈は  
 由て身体の行爲を滅さば生くべし。凡そ神の靈は導かる

る者の是即神の子なり、爾曹が受けし靈の奴たる者の如  
 く、復び懼を懐く靈は非ず、アバ父と呼ぶ子たる者の靈也  
 聖靈自から我儕の靈と偕は我儕が神の子たるを証す我  
 儕若し子たらば又後嗣たらん、即神の後嗣にしてキリス  
 トと偕は後嗣たる者なり、我儕若し彼と偕は苦を受けあ  
 ば彼と偕は榮をも受くべし。  
 (羅八〇廿六至廿八) 聖靈も亦我儕の荏弱を助く、我儕の祈る  
 べき所を知らざれども、聖靈自から言難きの慨歎を以て  
 我儕の爲は祈りぬ。人の心を察給ふ者の、聖靈の意をも知  
 れり、蓋神の心は遵ひて聖徒の爲めは祈ればなり。又凡の  
 事の、神の旨は依て召れたる、神を愛する者のためは、悉く  
 動きて益を爲すを我儕の知れり。



(羅十四〇十七)その神の國の飲食は非ず、唯義と和と聖靈より由れる歡樂に在り。

(羅十五〇十三)望を予ふる神の爾曹をして、聖靈の能より其望を大よせんがために、爾曹の信仰より起る諸の喜樂と平康を充しめ給はんことを願へり

(哥前二〇四及十至十四)

我が言ひし所、又我宣べし所の人の智慧の婉言を用ゐず、唯靈と能の証を用ゐたり、神の其靈を以て之を我儕に顯せり、靈の万事を究知り、又神の深き事をも究ね知るあり。夫れ人の情の其中よりある靈の外は誰か之を知らんや、此の如く神の情の神の靈の外は知るものなし、我儕の受けし此世の靈はあらず

神より出づる靈なり、是れ神の我儕に賜ひし所のものを知るべき爲なり。且我儕此事を語るは人の智慧の教うる所の言を用ゐず、聖靈の教うる所の言を用ゐるなり。即靈の言を以て靈の情は當るなり。性來の儘なる人の神の靈の情を受けず、是れ彼より愚ある者と見ゆればなり、又之を知ることを能はず、その靈の情の靈より由て辨ふべき者を有るが故あり、

(哥前三〇十六)爾曹の神の殿にして、神の靈爾曹の中は在すことを知らざる乎、

(哥前十二〇七至十一)靈の顯を各人に賜しは、益を得しめん爲なり。或の靈より智慧の言を賜り、或の同じ靈より由て知識の言を賜はり、或の同じ靈より由て信仰を賜はり、或



の同じ靈に由て病を醫やす能を賜り、或の異能を行ひ、或の預言し、或の靈を辨へ、或の方言を云ひ、或の方言を譯するの能を賜れり。然れど凡て此等の事を行ふ者の同じ一靈あり、彼れ其心のまゝ、各人に頒與ふるあり

(哥后一〇二十二) 彼又我儕に印し、且値として靈を我儕の心よ賜へり、

(哥后五〇五) それ此事よ應ふ者と我儕を爲し給ふ者の神なり、彼れ靈を其質として我儕よ賜へり

(加三〇二至五、及十四)

我た、此事を爾曹より聞かんとす、爾曹が靈を受し、律法を行ふに由るか、將た聞きて信せしよ由る乎、爾曹かく愚あるか、爾曹靈よ因て始り、今肉よ由て全うせらるゝや

爾曹かく、多くの苦を徒よ受けしや、實よ徒然よの有るまじ。夫れ爾曹よ靈を予へ、且つ奇跡を行ひしめ給ふ者の、かくなすの爾曹が律法を行ふに由りてなるか、又の聞て信せしよ由るか、

是れアブラハムよ約束し給ひし恩惠イエスキリストよ由て異邦人よ迄及び、我儕にも信仰よ由て約束の靈を受しめんためあり、

(加四〇六) 且つ爾曹既よ子たることを得しが故よ、神其子の靈を爾曹の心よ遣り、アバ父と呼バしむ、

(加五〇五、十八、及廿二至廿五)

我儕望む所のもの、即信仰を以て義とせらるゝ、ことを靈よ由て俟つなり



然れど爾曹若し靈よ導かる、時の律法の下に在らざるべし

靈の結ぶ所の果は仁愛、喜樂、平和、忍耐、慈悲、良善、忠信、溫柔、擗節、かくの如き類を禁ずる律法のあることなし、夫れキリストに屬する者の肉と其情及慾とを十字架よ釘たり

若し我儕靈よ由て生きたば亦靈よ由て行むべし、  
(弗一〇十三、十四) 爾曹も眞の道即爾曹を救ふ福音を聞きし後キリストを信じ、我儕が業を嗣ぐの質なる約束の聖靈を以て印せらる神聖靈を以て印し給ふの其買受し者を救ひ、且己の榮を顯さんためなり

(弗二〇十八至廿二) 夫れ彼よ由て我儕二者一の靈に在て父に近く事を得るなり、是故よ爾曹今より賓旅よあらず、亦

寄寓者に非ず、聖徒よ同じ邦、又神の家よ屬する者也、且汝等使徒と預言者の基の上よ建られイエス、キリスト自から其隅の首石とかれり、全屋皆構合て彼の中よ在り、や、よ増て聖殿主の中よ成なり、爾曹も偕に彼の中よ建られたり、是れ靈よ由て神の居給ふ處とあるべき爲なり

(弗三〇十六至十九) 願ふの其榮の富に循ひ、其靈を以て爾曹の衷の人を剛健よし、又キリストをして信仰に由て爾曹の心よ居らしめ、又爾曹をして愛よ根し愛を基として諸の聖徒と偕よ測るべからざるキリストの愛を知り、其潤さ、長さ、深さ、高さ、を識らしめ、又凡て神よ満てる者を爾曹よ満しめ給はんことあり

(弗四〇三四及三十)



平和と云繋の中に勉めて靈の賜ふ所の一なるを守るべし、体の一、靈の一あり、爾曹の召されて有つ所の望の一なるが如し  
神の聖靈をして憂へしむること勿れ、爾曹救を得る日の爲めは彼の印を受けし者なり、

(弗五〇九及十八)

蓋光の結ぶ所の果の諸の仁こと、義しきこと、誠實の中よあれはなり、  
又酒よ酔ふこと勿れ之を爲すの放蕩あり、宜しく靈よ満さるべし、

(弗六〇十七、十八)又救の胃及聖靈の劍即神の道を取り、恒よ各様の禱告と祈求を以て靈よ由て求め且つ諸の聖徒の

ためよも慎みて此事を爲し、祈りて倦まざるべし、

(腓一〇十九)蓋此事の爾曹の祈禱とイエスキリストの靈の

助とよ因て終よ我が救となるべきを知れば也、

(撒前一〇五六)我儕の福音爾曹よ來りしのみならず、能よより、聖靈よより、又篤き信仰よ由てなり、即我儕爾曹の中に在て爾曹のためよ如何よ行ひしかを爾曹の知る如し、且爾曹大なる難の中に聖靈の喜樂を以て道を受け、我儕及主よ效ひ、云々

(撒前四〇八)是故よ慢る者の人を慢るよ非ず、其聖靈を爾曹

よ賜ひし神を慢るなり、

(撒前五〇十九)靈を熄こと勿れ

(提后一〇七及十四)



その神の我儕は賜へる靈の臆する靈は非ず、能と愛と、謹  
の靈なればなり  
爾は託したる善きものを我儕の中は居る聖靈を以て守  
るべし、

(來六〇四)その一たび光照を得、天の賜を受け、聖靈を蒙むり  
云々

(彼前四〇十四)若し爾曹キリストの名のためは謗れなば福  
也、蓋榮の靈即神の靈爾曹の上は止ればなり

(彼后一〇廿一)その預言の素より人意は由て出でしはあら  
ず神は屬する聖人聖靈は感じて語りしものなればなり

(約壹二〇二十及廿七)  
爾曹の既は聖主より膏を沃れて一切の事を知る。

爾曹の主より沃れたる膏其衷は存れるが故は教を人よ  
り受くるは及ばず、其膏凡の事を爾曹は教う、且眞實よし  
て虚假なし、爾曹膏の教うる如く恒は主は居るべし、  
(約壹三〇廿四)神の誠を守る者の神は居り、神も亦彼は居る  
我儕其賜ふ所の靈は由て即其我儕は居給ふことを知れ  
り、

(約壹四〇十三)彼既は其靈を以て我儕は賜ふ、是は由て我儕  
の彼は居り彼れの我儕は在ることを知る、

(猶二十)愛する者よ爾曹其徳を至潔き信仰の上はたて聖靈  
は感じて祈り、

(黙廿二〇十七)靈と新婦と云ふ、來れと之を聞く者も來れと  
云へ、渴者の來るべし、願ふ者の價なしは生命の水を飲む



此等の引照を熟覽するも、使徒等の聖靈を以て其生命、力、動作の原因又動力と信じたるを見るなり。

かの洗禮のヨハ子の父母ザカリヤエリサベス及びシマオン等も亦聖靈を充たされたるが爲も、當時のユダヤ人より、イエスの神たること「メツシヤ」なることを感じたりしなり、

第二條、第一世紀より以來今日に至る迄の基督教會史を按ずるも、其間許多の五旬節ありしを見る、例へば「リバイバル」の改革事業の如き之を一大「リバイバル」と稱して不可なかるべし、博士ゼイ、ダブルユイ、アレキサンダー氏曰く、彼の「マイン、ルーテル」或「ジョン、カルビン」等が残し置ける日記或

の手簡を閲するも、彼等の重なる勳の悔改めてキリストを求むる人々を誘導することなりき。又曰く、改革者及其他の人々の、キリストを信じ神に歸るに至りし原因の、唯だ全能なる聖靈の働あり。又曰く、かの改革の成效の神が聖靈を廣く諸國諸民の上へ降し給ひし由ると、

其他十七世紀の初頃スコットランド及アイルランドの北方より「リバイバル」の如きも亦一の五旬節と稱すべし。十八世紀の中頃「ウエスリー」及「ホイットフィールド」氏等あつて神の器と成り、聖靈の降臨を招き其勢を英國蘇國米國等へ及ぼしたり。又十九世紀の初頃米國より「リバイバル」は四十年間繼續し、其結果の合衆國の歴史の勿論世界の歴史に影響して改進の氣運を促がしたり。即其時「エ



一ル「大<sup>だい</sup>學<sup>がく</sup>」<sup>あり</sup>在<sup>あ</sup>てキリ<sup>しん</sup>ストを信<sup>しん</sup>せし學<sup>がく</sup>生<sup>せい</sup>の後<sup>のち</sup>も合<sup>あつ</sup>衆<sup>しゆう</sup>國<sup>こく</sup>の中<sup>ちゆう</sup>  
 央<sup>ちゆう</sup>諸<sup>しよ</sup>州<sup>しゆう</sup>も運<sup>うん</sup>動<sup>どう</sup>して或<sup>ある</sup>の教<sup>けう</sup>會<sup>かい</sup>を建<sup>た</sup>て或<sup>ある</sup>の大<sup>だい</sup>學<sup>がく</sup>を起<sup>おこ</sup>したり。又<sup>また</sup>  
 かの「ア<sup>あ</sup>メ<sup>め</sup>リ<sup>り</sup>カ<sup>か</sup>ン<sup>ん</sup>、ポ<sup>ぽ</sup>ー<sup>お</sup>ル<sup>る</sup>ド」の如<sup>ごと</sup>き、浸<sup>しん</sup>禮<sup>らい</sup>派<sup>はい</sup>の傳<sup>でん</sup>道<sup>だう</sup>會<sup>かい</sup>社<sup>しゃ</sup>の如<sup>ごと</sup>き  
 或<sup>ある</sup>の聖<sup>せい</sup>書<sup>しよ</sup>會<sup>かい</sup>社<sup>しゃ</sup>の如<sup>ごと</sup>きも皆<sup>みな</sup>この「リ<sup>り</sup>バ<sup>ば</sup>イ<sup>い</sup>バ<sup>ば</sup>ル」の澤<sup>たく</sup>も潤<sup>うる</sup>ひ發<sup>はつ</sup>芽<sup>が</sup>  
 したる者<sup>もの</sup>あり且<sup>かつ</sup>米<sup>まい</sup>國<sup>こく</sup>初<sup>しよ</sup>次<sup>じ</sup>の外<sup>ぐわい</sup>國<sup>こく</sup>宣<sup>せん</sup>教<sup>けう</sup>師<sup>し</sup>ホ<sup>ほ</sup>ー<sup>お</sup>ル<sup>る</sup>（Hall）ニウ<sup>う</sup>エ  
 ル（Newell）ミ<sup>み</sup>ル<sup>る</sup>ス（Mills）ガ<sup>が</sup>ヨ<sup>よ</sup>ト<sup>と</sup>ソ<sup>そ</sup>ン（Judson）ナ<sup>な</sup>ツ<sup>つ</sup>ト（Nott）ラ<sup>ら</sup>イ<sup>い</sup>ス（Pree）  
 ビ<sup>び</sup>ン<sup>ん</sup>カ<sup>か</sup>ム（Bingham）キ<sup>き</sup>ン<sup>ん</sup>グ（King）ソ<sup>そ</sup>ル<sup>る</sup>ス<sup>とん</sup>（Thurston）等<sup>らう</sup>を始<sup>はじめ</sup>とし  
 多<sup>おほ</sup>くの人<sup>ひと</sup>々<sup>々</sup>の出<sup>い</sup>でしも亦<sup>また</sup>同<sup>おな</sup>じく右<sup>みぎ</sup>の「リ<sup>り</sup>バ<sup>ば</sup>イ<sup>い</sup>バ<sup>ば</sup>ル」の結<sup>けつ</sup>果<sup>くわ</sup>な  
 りしなり。又<sup>また</sup>五<sup>ご</sup>十<sup>じゆう</sup>年<sup>ねん</sup>以<sup>い</sup>前<sup>ぜん</sup>よりサ<sup>さ</sup>ン<sup>ん</sup>ド<sup>う</sup>ウ<sup>う</sup>ヰ<sup>い</sup>ツ<sup>つ</sup>チ<sup>ち</sup>島<sup>とう</sup>も起<sup>おこ</sup>りし  
 「リ<sup>り</sup>バ<sup>ば</sup>イ<sup>い</sup>バ<sup>ば</sup>ル」の特<sup>とく</sup>異<sup>い</sup>の例<sup>れい</sup>なり即<sup>すなは</sup>ち十<sup>じゆう</sup>數<sup>まんと</sup>万<sup>まん</sup>の嶋<sup>とう</sup>人<sup>じん</sup>は其<sup>その</sup>感<sup>かん</sup>化<sup>くわ</sup>を  
 受<sup>う</sup>け、僅<sup>わずか</sup>か十<sup>じゆう</sup>年<sup>ねん</sup>間<sup>かん</sup>も野<sup>や</sup>蠻<sup>ばん</sup>の風<sup>ふう</sup>より一<sup>いつ</sup>變<sup>へん</sup>して忽<sup>たちま</sup>ちキ<sup>き</sup>リ<sup>り</sup>ス<sup>と</sup>の  
 國<sup>くに</sup>とあ<sup>あ</sup>りたり。又<sup>また</sup>一<sup>いつ</sup>千<sup>せん</sup>八<sup>はち</sup>百<sup>ひやく</sup>五<sup>ご</sup>十<sup>じゆう</sup>七<sup>しち</sup>年<sup>ねん</sup>米<sup>まい</sup>國<sup>こく</sup>ニ<sup>に</sup>ユ<sup>よ</sup>ー<sup>お</sup>ル<sup>る</sup>ク<sup>く</sup>府<sup>ふ</sup>も

僅<sup>きん</sup>少<sup>せう</sup>の信<sup>しん</sup>者<sup>や</sup>相<sup>あ</sup>集<sup>あつ</sup>り晝<sup>ちゆう</sup>夜<sup>や</sup>の祈<sup>き</sup>禱<sup>たう</sup>會<sup>かい</sup>を始<sup>はじめ</sup>しが聖<sup>せい</sup>靈<sup>れい</sup>其<sup>その</sup>上<sup>うへ</sup>も降<sup>くだ</sup>  
 り勢<sup>いきほひ</sup>延<sup>ひ</sup>て全<sup>ぜん</sup>國<sup>こく</sup>内<sup>ない</sup>も及<sup>およ</sup>び三<sup>さん</sup>年<sup>ねん</sup>の間<sup>かん</sup>相<sup>あひ</sup>續<sup>つ</sup>き、大<sup>だい</sup>凡<sup>ふん</sup>五<sup>ご</sup>十<sup>じゆう</sup>万<sup>まん</sup>人<sup>にん</sup>のキ  
 リ<sup>き</sup>ス<sup>と</sup>ト<sup>と</sup>も導<sup>みちび</sup>か<sup>か</sup>れた<sup>たり</sup>。又<sup>また</sup>一<sup>いつ</sup>千<sup>せん</sup>八<sup>はち</sup>百<sup>ひやく</sup>七<sup>しち</sup>十<sup>じゆう</sup>八<sup>はち</sup>年<sup>ねん</sup>より今<sup>こん</sup>日<sup>にち</sup>も至<sup>いた</sup>る  
 ま<sup>ま</sup>で印<sup>いん</sup>度<sup>ど</sup>のテ<sup>て</sup>リ<sup>り</sup>グ（Telugu）人<sup>じん</sup>中<sup>ちゆう</sup>も聖<sup>せい</sup>靈<sup>れい</sup>の降<sup>かう</sup>臨<sup>りん</sup>ありて既<sup>も</sup>も數<sup>ちゆう</sup>十  
 万<sup>まん</sup>人<sup>にん</sup>の悔<sup>くわい</sup>改<sup>かい</sup>歸<sup>き</sup>依<sup>い</sup>せし者<sup>もの</sup>あり、  
 右<sup>みぎ</sup>掲<sup>か</sup>ぐる所<sup>ところ</sup>の例<sup>れい</sup>と、キ<sup>き</sup>リ<sup>り</sup>ス<sup>と</sup>の聖<sup>せい</sup>約<sup>やく</sup>とを<sup>を</sup>見<sup>み</sup>るも、終<sup>しゆう</sup>始<sup>しん</sup>連<sup>れん</sup>續<sup>ぞく</sup>  
 する所<sup>ところ</sup>の「ペ<sup>ぺ</sup>ン<sup>ん</sup>テ<sup>て</sup>ユ<sup>よ</sup>ス<sup>す</sup>テ」の實<sup>じつ</sup>も教<sup>けう</sup>會<sup>かい</sup>の理<sup>り</sup>想<sup>さう</sup>なり。詳<sup>くわ</sup>しく言<sup>い</sup>へ  
 ばヨ<sup>よ</sup>エ<sup>え</sup>ルの預<sup>よ</sup>言<sup>げん</sup>とキ<sup>き</sup>リ<sup>り</sup>ス<sup>と</sup>の聖<sup>せい</sup>約<sup>やく</sup>を完<sup>くわん</sup>成<sup>せい</sup>するの時<sup>とき</sup>至<sup>いた</sup>り  
 聖<sup>みたま</sup>靈<sup>ま</sup>の非<sup>ひ</sup>常<sup>じょう</sup>なる働<sup>はたら</sup>き世<sup>せい</sup>界<sup>かい</sup>の上<sup>うへ</sup>も顯<sup>あら</sup>はれ、教<sup>けう</sup>會<sup>かい</sup>の中<sup>ちゆう</sup>の皆<sup>みな</sup>目<sup>め</sup>を醒<sup>さ</sup>  
 まし、信<sup>しん</sup>者<sup>や</sup>の各<sup>おの</sup>自<sup>の</sup>も責<sup>せき</sup>任<sup>にん</sup>を負<sup>お</sup>ひ、至<sup>いた</sup>る所<sup>ところ</sup>神<sup>かみ</sup>の恩<sup>おん</sup>化<sup>くわ</sup>も潤<sup>うる</sup>ひ、福<sup>ふく</sup>音<sup>いん</sup>  
 の反<sup>はん</sup>響<sup>きやう</sup>せらるる、の吾<sup>ご</sup>人<sup>じん</sup>唯<sup>ただ</sup>一<sup>いつ</sup>の希<sup>き</sup>望<sup>ぼう</sup>なり勢<sup>いきほひ</sup>斯<sup>す</sup>の如<sup>ごと</sup>きも至<sup>いた</sup>り  
 こ<sup>こ</sup>そ教<sup>けう</sup>會<sup>かい</sup>の始<sup>はじめ</sup>て聖<sup>せい</sup>靈<sup>れい</sup>の力<sup>ちから</sup>を以<sup>もつ</sup>て世<sup>せい</sup>界<sup>かい</sup>を動<sup>うご</sup>かす者<sup>もの</sup>と謂<sup>い</sup>は



る、なり而して以前起りし「リバイバル」は唯此「ペンテコス  
 テ」大「リバイバル」の預兆よ過ぎざる者となる。斯くて(黙示十  
 一〇十五)ある此世の諸の國の我儕の主、及主のキリストの  
 屬とかれり、キリスト世々窮なく之を治め給はんと叫ぶべ  
 き時は至るなり。  
 無神論行のれ、懷疑心盛かる時代よ在ての單よ理論を以  
 て勝つ能はず、又所謂新神學を以て勝つ能はず。唯キリスト  
 及使徒パウロの舊神學よ還り聖靈の感化を蒙て働く時の  
 み勝を得なり。  
 第八項  
 終よのぞみ、如何よして此大ある預約を成就すべきやを研  
 究せん、

概して云ば、第一よ吾人各々キリストの命令を成就せんた  
 めよ自家の責任を考ふべし(太廿八〇十八至二十)(約十七〇  
 十八)(二十〇廿一)(腓二〇五至九)(路十九〇十)天の中、地の上  
 凡ての權を有ちし者、吾人よ命じて曰ふ爾曹往きて万國民  
 を弟子とせよと、彼また聖靈よ由て世の末迄常よ我儕と偕  
 たらんことを約し、且父ある神の彼を此世よ遣はし給へる  
 如く、我等を世よ遣はせり、故よ我等の彼の意を以て意と爲  
 し、目的も是よ置き、職分も是よ取り、己れの生命をも惜まず  
 して迷へる人間を引き歸さんことを務むべし。第二よ吾人  
 のキリストの如く人の靈魂の價値を重すべし(太十六〇廿  
 六)第三よ吾人の人生の甚だ危きを感じ、キリストの如く、又  
 ボウロの如く熱心以て人々を滅より救ふべし。第四に吾人



の各々個人傳道を重すべし、聖靈を充たされて神と共に  
 働く業の、神の聖旨を合ひ良結果を得んこと必せり。  
 又聖靈の降臨は對して言ひ、第一聖靈を信じ、彼を崇ふ  
 べし、即彼が有心者あること、彼の能力、彼の降臨の必要、又彼  
 が實際に信者と共寄どり給ふ事を信じてまこと、すべ  
 し。第二其降臨に付て神の預約特にキリストの大なる約束  
 を信すべし。第三毎日其降臨を懇求すべし(路十一〇十三)即  
 吾人毎朝住家の四窓を排し、二階も下も開放して日光を招  
 くが如く、心の戸を開放して聖靈の光を受くべし。左らバ神  
 の生命、神の光、神の愛、神の力、充たされて、大なる事を爲し  
 得ん(腓四〇十三)第四既受けたる所の能力の毎日之を活  
 用すべし、肉体上よまれ、智識上よまれ、將た道徳上よまれ、既

に有つ所を運用することよより益々其力量を加ふるもの  
 なり。若し其心冷淡にして我未だ聖靈を受けずと云ひ、安閑  
 として日を送らば、其人の遂に、聖靈の恩化は預かる期か  
 らん。反之自家信仰の足らざるを嘆き、聖靈を受くること少  
 きを悲み、熱心に恩化を求め、既よ有つ所の、勞を惜まずして  
 之を使ひ、以て神の榮を彰ひし、又人を愛せば、則愛は富むの  
 神の溢る、ばかりの善報を降し賜はんこと決して疑なし、  
 一千七百廿七年八月十三日、獨逸サキツニ一のホルン一ハ  
 ットの信者の小集に聖靈降臨して之を覺醒し給ひしが、彼  
 等へこれより新運動をはじめ、其活氣猶今日も存せり、是れ  
 所謂「モレビヤン」派なり。彼等の何時もキリストの終の命令  
 を重し、之を成就するを以て各自の義務とし、目的と爲せり



其時より以來今日に至るまで、一  
百五十年間の彼等の運動の常  
に野蠻人中に奔走盡力して、之  
をキリストに導き眞理の光を  
興へ、永生に入らしむるに在  
りたり、而して其數今や本國  
信者の二倍なり云、又本國信  
者中平均五十人一人の外國  
傳道師なりと、又四十年前  
ハームス(Harms)と云へる  
一青年獨逸ハノーブルのホル  
マンズボルグの教會の牧師  
と成りしが當時一体に教會の  
衰頹甚しく大學校より田漢  
野夫に至るまで皆疑惑の中  
に沈めるを以てホルマンズ  
ボルグも亦其影響を免れず、  
信仰の冷く信徒の小數にして  
頗る望を欠けり、然りハーム  
ス氏の經驗ある人にて曩に  
學窓に於て種々の論説を聞き、  
一旦の疑惑迷霧の中よさまよ  
ひしが、遂に約翰傳十四章以  
下十六章なるキリストの聖語

聖靈の約束に感じこゝし、決心  
して牧會の職を撰めるを以て  
其信仰の堅く隨て成功著し未  
だ三年ならざるに、冷き輩も  
熱くなり、牧師を賤める者も  
自から外國傳道を望むに至  
りたり、而して外國傳道の事  
僻村の農夫、資財なく學問な  
く又之を助くる傳道會社なき  
の時、於て頗る難事業なりし  
也。時よハームス氏の先づ傳  
道師の養成所を建たり、是れ  
其地に學校なく、よし學校あ  
るも人の信仰を冷やしこそす  
れ暖たむること能はざるに  
由る、其中數年にして傳道者  
を得るに至りしが、尙之を外  
國に送るの手段の未だ立たざ  
り。然るに會員中一職工の自  
ら一風走船を造り之を運送用  
に供するありて漸く素志を達  
するに至れり、これより以後  
傳道者の常に之に乗てアフリ  
カの南に往けり、かくて毎年



或の隔年に、傳道者の八人或の十六人、或の四十四人、或の二十二人の赴任せり。今一千八百八十五年即當初より三十二年目に至りて其成績を顧みるも、アフリカ或の印度オースタラリヤ或のニウシラントに於て教勢甚だ盛、彼等の一万二千人の悔改めてキリストを信するに至れり、かく外國傳道の氣焔盛なると同時、内國の教勢も亦振ひり、バイバル年々よ起り、二十年を経ざる中、少數にして冷淡なる教徒の、熱心ある一万の教徒とあれりと云

左れば世のキリスト教會にして、残らず「モレピヤン派」の如く、又ホルマンスボルグの如く、聖靈の降臨を蒙り、キリストの命令と聖旨を遵奉して努力從事せば、全世界の人々をキリストと導き、早く聖國を臨らすことも難きよ非ざるべ

し兄弟姉妹の覺悟果して如何、

基督之大なる約束終



明治廿五年二月三日印刷  
明治廿五年二月四日出版

發行者兼印刷者

大阪市西區土佐堀三丁目  
三十八番屋敷

今村謙吉

筆記者

京都市上京區第拾組相國寺  
門前町一番戶寄留

田村秀光

賣捌所

大阪市西區土佐堀三丁目

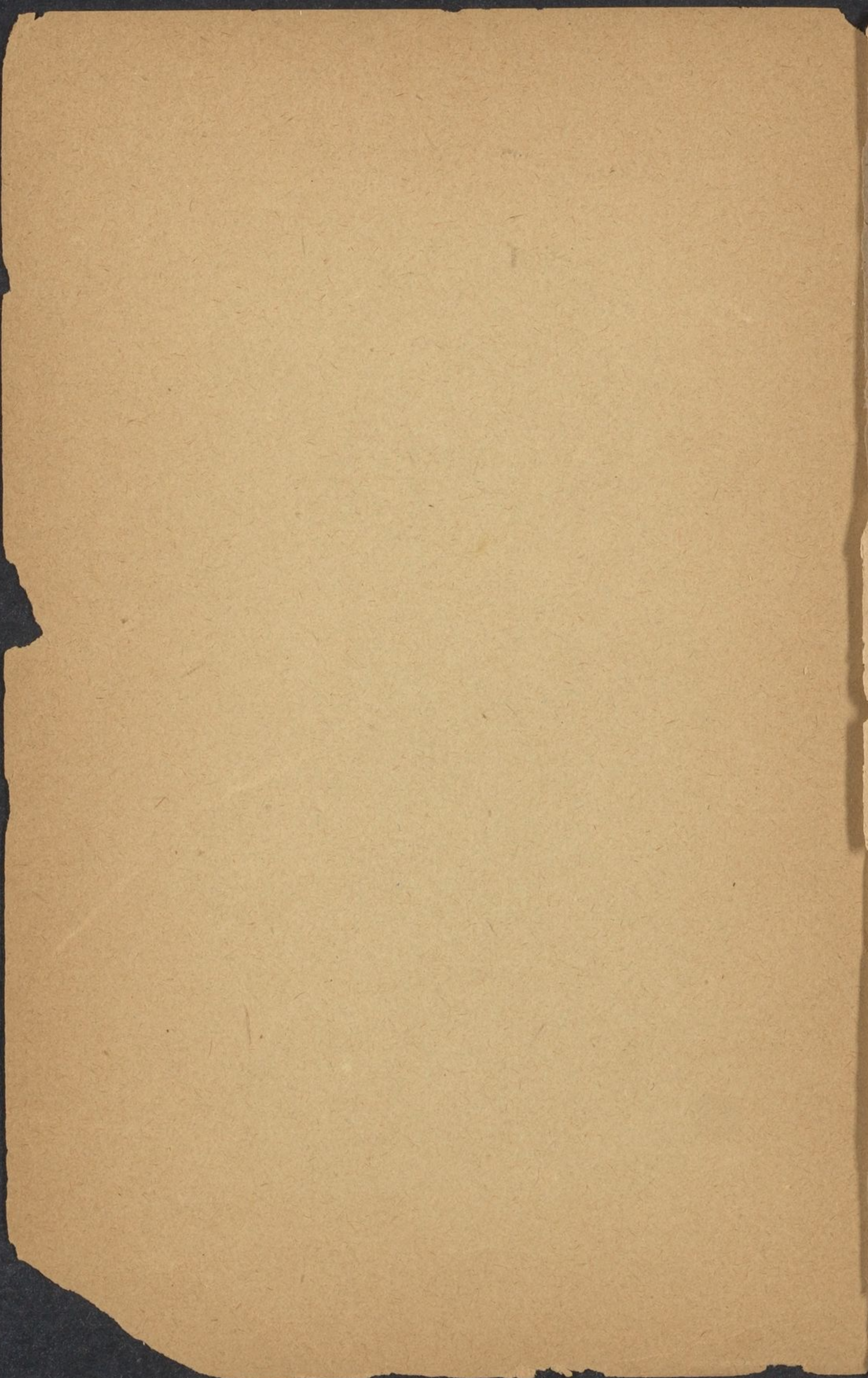
福音社

同

東京市京橋區出雲町

警醒社





Blank page with faint, illegible markings or bleed-through from the reverse side.



